

(別紙1)

水利使用に係る再発防止策報告書

令和4年11月30日

日本軽金属株式会社

目次

1. 本報告書の位置づけ

2. 再発防止策

2.1. 水利使用の適正性を確保するための方策

2.1.1. 組織体制

2.1.2. 取水量及び維持放流量の適正性の確認

2.1.3. 報告データの内容の適正性の確認

2.1.4. その他の河川法令上必要な手続き(工事申請手続きフロー)

2.2. 自己点検

3. 河川法令の遵守意識の徹底

3.1. 社員教育

3.2. 社内規定の整備

3.3. 本社における現場の状況把握

3.4. 取組実績

4. おわりに

1. 本報告書の位置づけ

当社は、令和4年4月8日に国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所からの発電水利使用に係る取水量及び維持放流量の調査依頼を受け、これに基づき、当社水力発電施設（波木井、富士川第一、富士川第二、佐野川、角瀬）について調査（調査期間1987年～2021年）を行い、令和4年10月6日に調査結果を報告いたしました。

これを受けた河川管理者である関東地方整備局長からの、令和4年10月18日に河川法第78条に基づく指示を受け、水利使用の適正性を確保するための再発防止策等を報告することとなりました。

今回の調査にて、当社水力発電施設における水利使用について、過去に管理方法や体制の不備による取水量の超過、維持放流量の不足が生じていた事実が判明しました。また、平成19年3月12日の水力発電関連施設に係る再点検においても、こうした事柄については確認ができておりませんでした。

この背景には、社内における河川法令遵守意識の不徹底があったと認識しており、水利使用に係る全ての社員に対して河川法令遵守意識の徹底を図ることが必要であると考えます。

この事実を踏まえ、当社といたしましては波木井発電所、富士川第一発電所、富士川第二発電所、佐野川発電所、角瀬発電所に関する水利使用に係る適正性を確保するため、再発防止策を定め、ここに報告するものです。

2. 再発防止策

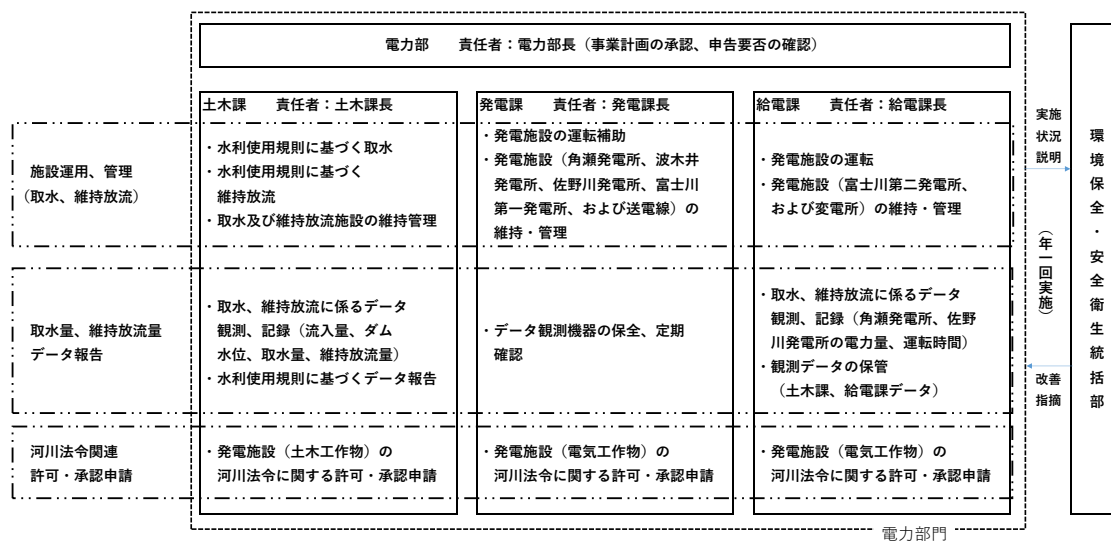
再発防止策は、取水量および維持放流量に関する水利使用の適正性を確保するための各種方策と、その方策による取組が機能していることを確認する自己点検により構成されます。なお、河川法令遵守意識の徹底も再発防止の重要な内容となりますが、別途項目を分けて報告いたします。

2.1. 水利使用の適正性を確保するための方策

2.1.1. 組織体制

水力発電施設の運用につきましては、蒲原製造所の電力部門（電力部・土木課・発電課・給電課）で担っておりますが、これまで水力発電施設に係る河川法令上の必要な手続き及びデータ報告に関する組織体制について、組織の体制はあったものの明文化されたものは無く、またそれを監査する体制も設けておりませんでした。

このため、組織の役割を明確にするとともに、蒲原製造所の電力部門による運用状況を、本社組織である環境保全・安全衛生統括部によって監査を実施することにより、水利使用に係る適正性を確保するための体制を構築しました。（図1 水利使用に係る適正性を確保する組織体制を参照）



※日常の管理活動

課内会議・・・各課で開催（土木課、発電課、給電課） 活動頻度 1回/月

- ①各課の業務の実施状況
- ②水利使用に関する情報交換、協議
- ③取水量・放流量に影響する工事・点検・作業予定の確認、共有
- ④工事・点検・作業に必要な法令手続きの確認・共有

電力連絡会・・・電力部、土木課、発電課、給電課合同で開催 活動頻度 1回/月

- ①各課の業務の実施状況の共有
- ②水利使用に関する運用状況確認、情報交換、協議
- ③各課の課題に関する討議
- ④取水量・放流量に影響する工事・点検・作業予定の確認、共有
- ⑤工事・点検・作業に必要な法令手続きの確認・共有

図1 水利使用に係る適正性を確保する組織体制

2.1.2. 取水量及び維持放流量の適正性の確認

水利使用規則及び管理規程に基づく取水量及び維持放流量データの報告について、河川法上必要な手続きフローを明確にしました。

本社の管理部門を含めた複数の部署が関与する組織横断的な確認体制を整備することにより、水利使用に係る適正性を確保する体制を構築いたします。(図2 データ報告作成手続きフローを参照)

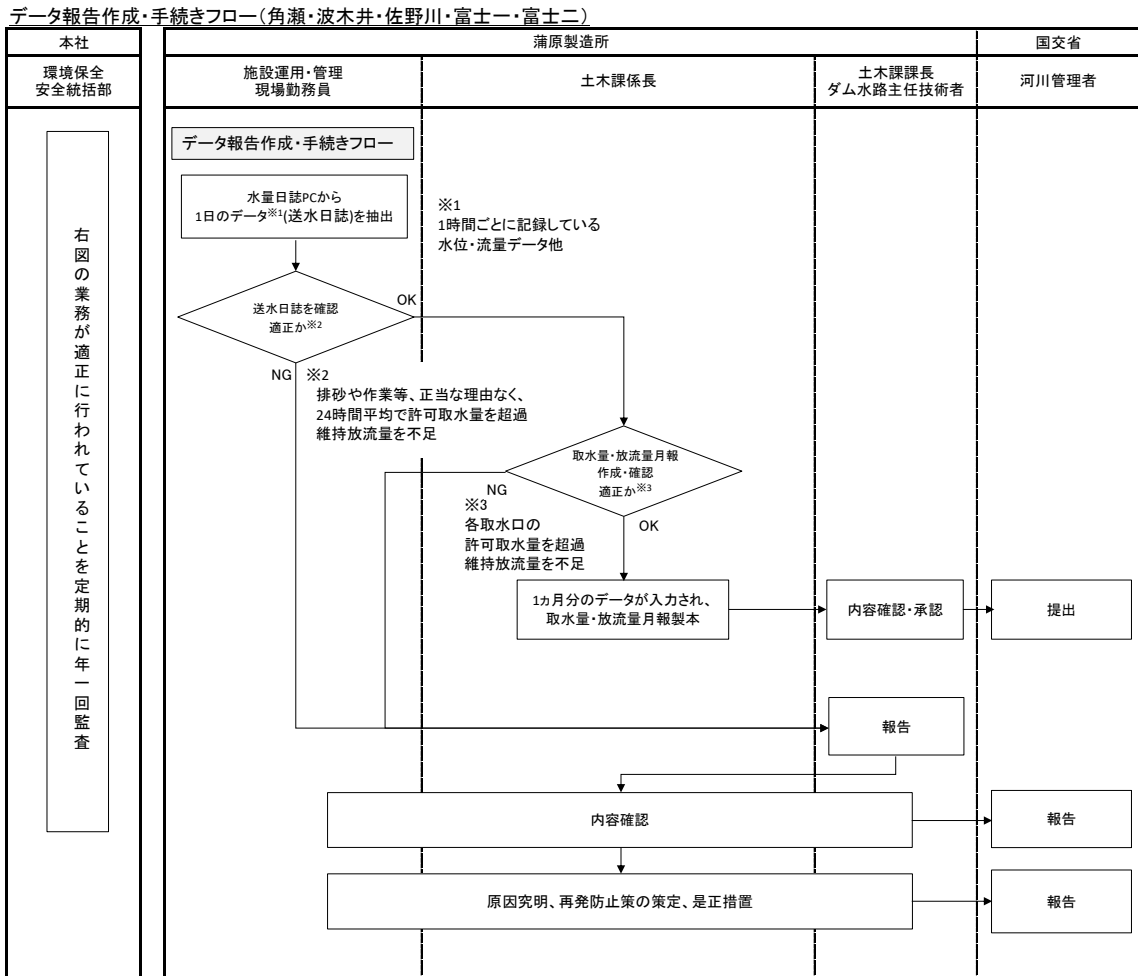


図2 データ報告作成手続きフロー

2.1.3. 報告データの内容の適正性の確認

現場で観測しているPC記録データについて、正確な収集・記録だけでなく視覚的に捉えて問題の早期発見と対策につなげるため、グラフ化した確認を実施することにより、取水状況・放流状況を施設運用に携わる関係者にて複数回のチェックを行う体制を整えます。具体的には、施設運用・管理箇所で作成した1日分のグラフを施設担当者の確認後、当該上長が確認し、その後に土木課係長が確認する事で、現場任せとならない様、管理いたします。(図3 データ日々チェックフローを参照)

フローに示す通り取水量・維持放流量の1時間平均値が、許可取水量の超過又は維持放流量の不足とならないように管理し、24時間平均の報告値を作成します。しかし、予期せぬ事態により24時間平均値が、許可取水量又は維持放流量の規定値から外れた場合には、速やかに河川管理者に報告いたします。

また、日々のデータ記録の必要性を十分に考慮した上で記録の保存期間や保存方法を設定し、規定に盛り込み運用することによって、データの検証を適切に実施できる体制を整えます。

データ日々チェックフロー(波木井・富士一・富士二)

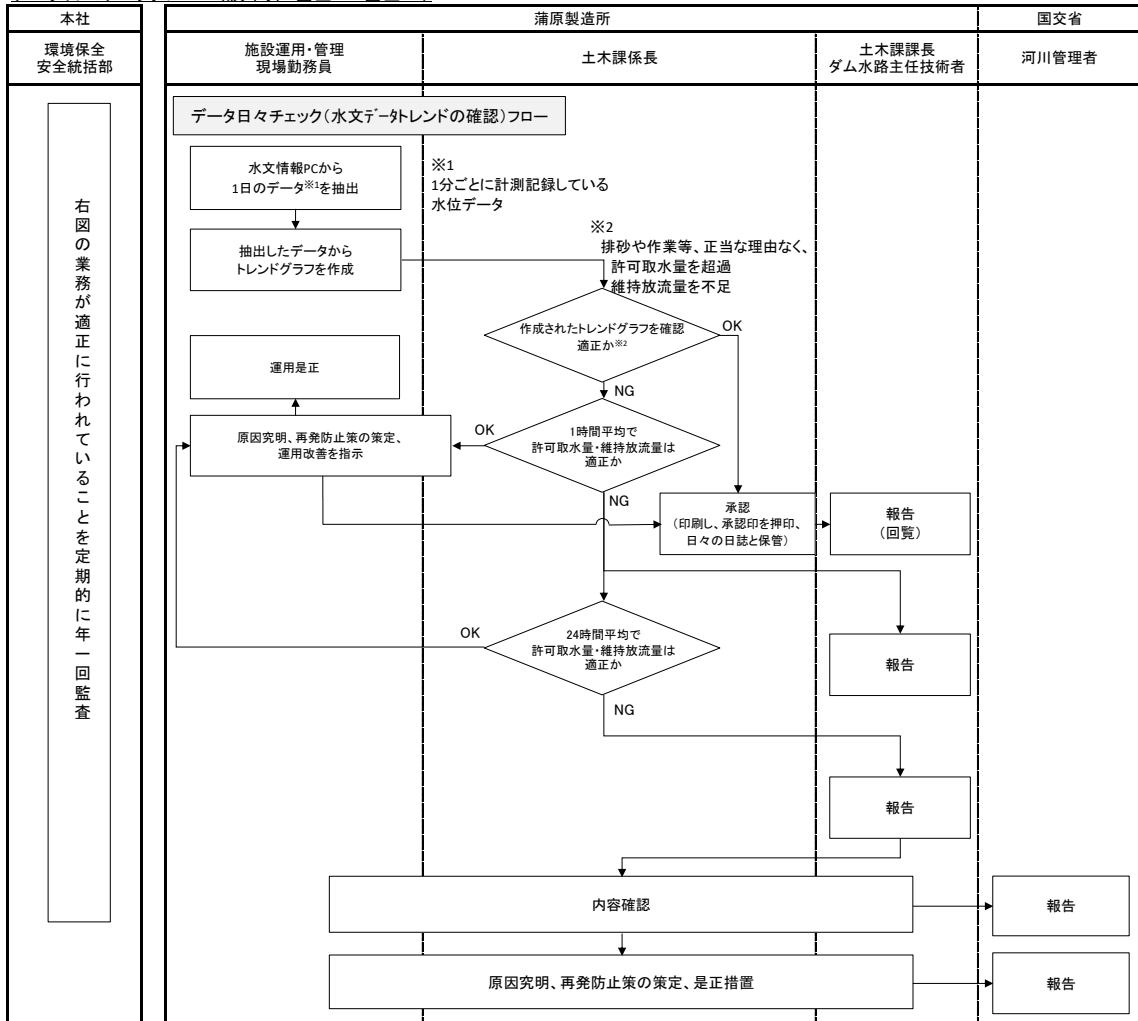


図3 データ日々チェックフロー

2.1.4. その他の河川法令上必要な手続き(工事申請手続きフロー)

河川法に係る手続きを確実にを行うため、工事申請手続きフローを明確にしました。取水や維持放流量に関して許可条件を確認し、工事期間中において適切な水利使用が維持できていることを確認いたします。(図4 工事申請手続きフローを参照)

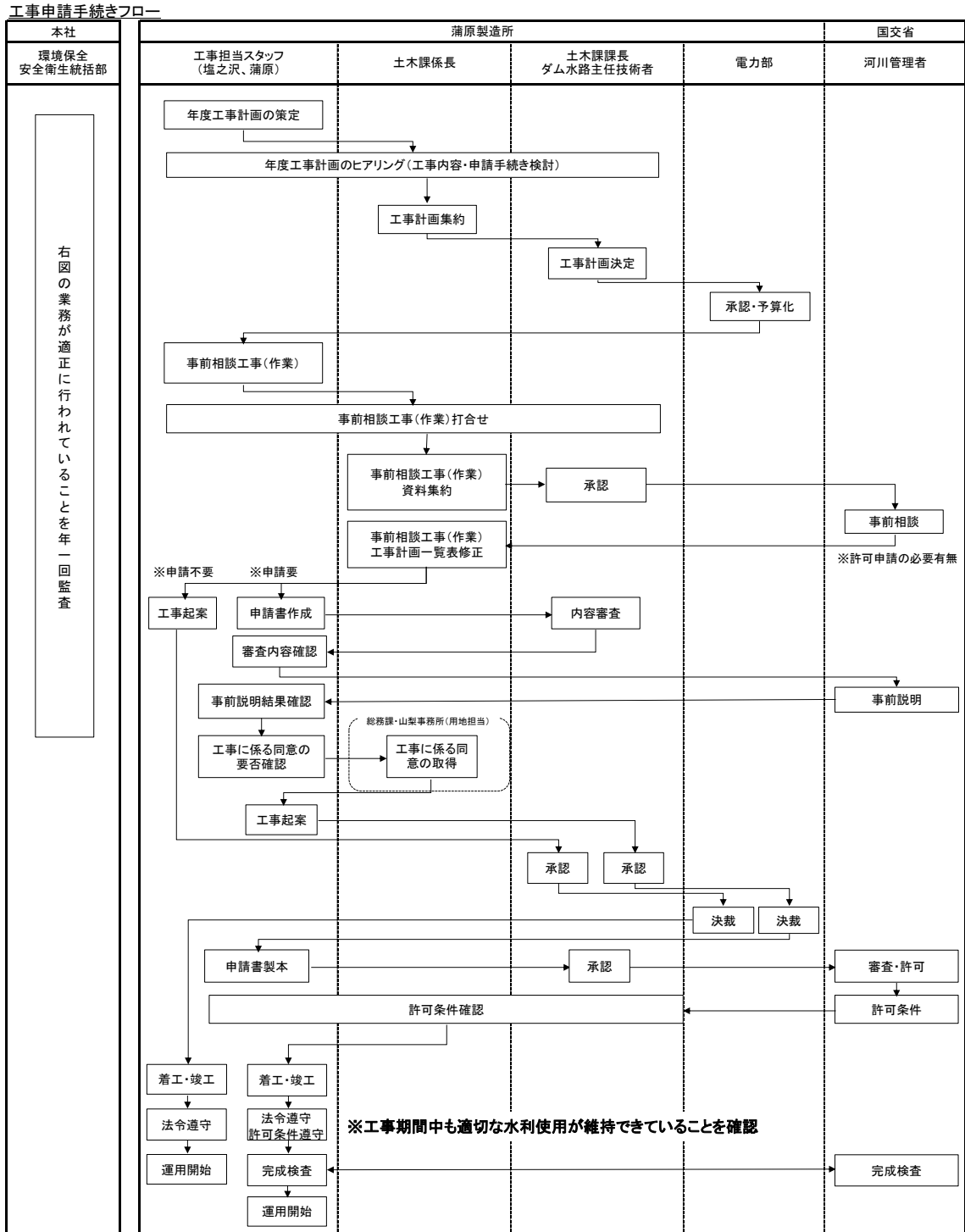


図4 工事申請手続きフロー

2.2. 自己点検

法令上の必要な手続き、および報告するデータの内容の適正性を図るため、電力部門の各部署で水利使用に関する運用状況の確認や、取水量・放流量に影響する工事・設備点検の実績、および関連する法令の確認を行います。この自己点検の結果を総括し、5月末日までに国土交通省へ報告します。

3. 河川法令の遵守意識の徹底

水利使用の適正性確保のためには、前記の方策・点検に加え、河川法令遵守意識の徹底が前提となります。河川法令遵守意識の不徹底が今般の不適切事案の根底にあったと真摯に受け止め、以下の項目を含む実施計画を毎年度とりまとめ、実施します。

3.1. 社員教育

河川の水は公共物であることを改めて認識し、河川法令の理解不足・知識不足による不適切な管理、報告等発生の防止策として、以下の河川法令に関する社員への教育を社内の有識者により定期的実施します。また、外部専門家を招くなど、教育内容の充実を図ります。

① 河川法令について

河川法、許可申請、水利使用規則、管理規程等の水量管理・データ報告の教育

② 緊急・異常時対応教育

油流出等水質事故時、洪水・地震時、施設故障時、災害等による施設損壊時の対応

③ コンプライアンス教育

社内のグループ経営方針、コンプライアンスコードの周知、コンプライアンスミーティングの実施

3.2. 社内規定の整備

法令に遵守した適切な運用を継続するため、取水操作、維持放流操作、取水量・維持放流量の記録・報告、関連設備巡視・点検、異常時の対応の手順書の整備と継続的な改訂・周知を行い、河川法に関する許可・承認申請業務及びデータ報告業務を適正に実施いたします。

3.3. 本社における現場の状況把握

当該方策等による取り組みが十分機能していることを確認するため、毎年1回、運用と法令遵守の状況について、本社組織である環境保全・安全衛生統括部による監査を行います。

3.4. 取組実績

前年度の取組実績（実施した教育の概要、当該教育の人数及び教育の成果の要旨、社内規定に変更がある場合はその具体的内容及びその周知の状況等）を毎年5月末日までに国土交通省へ報告いたします。

4. おわりに

当社といたしましては、許可をいただいている水利使用に関し不適切な事実があったことを重く受け止め、今後も国土交通省のご指導をいただきながら、より一層の再発防止の強化を図り、適切な管理に努めてまいります。引き続き、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。